

渡島総合振興局道営農業農村整備事業等環境情報協議会開催要領

制 定 渡農振第 372号

平成29年5月22日

(名称)

第1 この協議会は、渡島総合振興局道営農業農村整備事業等環境情報協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(趣旨)

第2 農業農村整備事業における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るために、調査・計画（変更時を含む）の段階で、専門家、地域住民の代表などから、環境に関する情報を収集するとともに意見交換を行う。

(委員会及び事務局)

第3 協議会は、環境に関する専門家、地域住民代表、農業関係者等による5名程度の構成員（本協議会では委員と呼ぶ）で構成する。

- 1 委員は渡島総合振興局長が選任する。
- 2 協議会に関する事務を行うため、農村振興課に事務局を置く。
- 3 事務局長は、別の定めに基づき委員を選考し、当該委員の選定に関する事務を行うとともに、協議会の運営、協議会資料の取りまとめ等を行う。

(協議内容)

第4 協議会においては、地域の自然環境に関する特性、事業地区における整備方針等に関する次の事項について、意見交換、情報収集を行うものとする。

- (1) 田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画と事業内容の整合
- (2) 環境に関する基本的な考え方
- (3) 地域の自然環境に関する特性や取り組み事例
- (4) その他

(対象事業)

第5 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官通達）の第5の定められた事業（但し北海道が事業計画を策定する事業に限る。）とする。

(協議会開催の見直し)

第6 本協議会は、平成29年5月22日から起算して2年を経過するごとに、社会的経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7 その他必要な事項は別途定める。

附則 この要領は、平成29年5月22日から施行する。